

奈警協発第 99 号
令和6年3月25日

会員各位

(一社) 奈良県警備業協会
会長 若原邦弘

警備業法の一部改正に伴う標識の掲示について

謹啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は当協会の運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、警備業法及び警備業法施行規則の一部改正に伴い、本年4月1日から認定証に代わるものとして、警備業者自ら標識を作成し、主たる営業所の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合等を除き、当該警備業者のウェブサイトに掲示することにより公衆の閲覧に供しなければならないものとされました。

つきましては、(一社)全国警備業協会が作成する別添資料
「警備業法の一部改正について」
～認定証の掲示義務から標識の掲示義務に～
を参考に、周知徹底していただくようお願い申し上げます。

謹白

※ 奈良県警察では、近日中に、県下の警備業者に対し、警備業法等の一部が改正される旨の指導資料と、警察職員が各警備業者に応じて作成した「標識」(A4版)を送付することです。

受領後は、標識の記載内容に誤りはないか確認後、訂正がなければその標識を各社の標識として活用しても差し支えはないとのことです。

警備業法の一部改正について ～認定証の掲示義務から標識の掲示義務に～

概要

- (1) これまで公安委員会から交付されていた「認定証」が廃止され「標識」に変わります。
- (2) 「標識」は主たる営業所の見やすい場所に掲示するとともに、各警備業者のウェブサイトに掲載することが義務付けられます。(※)
(※) 次のいずれかに該当する場合はウェブサイトの掲載義務が課されません。
 - ① 常時使用する従業者の数が5人以下の場合
 - ② 管理するウェブサイトを有していない場合

施行期日

- ◆ 令和6年4月1日

警備業者が対応すべき事項

- (1) 標識を作成し、主たる営業所の見やすいところに掲示する。
 - ① 標識のデータは、都道府県警察のウェブサイト等からダウンロードして作成してください。ただし、ウェブサイトを閲覧することができない場合は、主たる営業所を管轄する警察署に相談してください。
 - ② 現在の認定証は、引き続き、令和6年3月31日まで掲示する必要がありますが、令和6年4月1日以降は効力を失いますので、警備業者において廃棄(裁断)するなど適切な管理をお願いします(警察署に返納する必要はありませんが、返納したい場合は個別に相談してください。)。
- (2) 標識をウェブサイトに掲載する。
 - ① 作成した標識を画像データに変換した上で、トップページの見やすい箇所に掲載してください。
 - ② 表示の方法については、トップページに標識の画像データを縮尺して貼り付ける、又は標識が表示されるリンクを貼るなどの方法により行ってください。

標識の記載内容

警備業者		
認定をした公安委員会	①	公安委員会
認定の番号	② 第	号
有効期間	③ 年 月 年 月	日から 日まで
氏名又は名称	④	
所在地	⑤	

- ① 主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会の名称を記載してください。
- ② 認定証の右側に記載されている認定の番号を記載してください。
- ③ 認定証の左側に記載されている有効期間の年月日を記載してください。
- ④ 個人として認定を受けている場合は氏名又は名称を、法人として認定を受けている場合は法人の名称を記載してください。
- ⑤ 個人として認定を受けている場合は主たる営業所の所在地を、法人として認定を受けている場合は法人の主たる営業所の所在地を記載してください。
- なお、現行の認定証の住所が主たる営業所の所在地と異なる場合(法人における登記上の住所等)もあるので、作成の際は注意してください。

標識を作成する際のルール

- ① 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色としてください。
- ② 主たる営業所に掲示する標識の用紙の大きさは日本産業規格A4としてください。

留意事項

- ① 認定証の廃止に伴い、認定証の再交付・書換えの手続きが不要となります。
- ② 標識の記載事項が変わるような変更届出をした場合は、標識の更新を忘れずに行ってください。